

石川県国民健康保険団体連合会事務局長  
(公印省略)

健康保険法等一部改正に伴う診療報酬請求等の提出について (お願い)

平素、当国保連合会の審査支払業務につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、昨年10月の健康保険法等の一部改正により、国民健康保険における退職者医療保険制度の保険給付が、8割から7割(現行、本人及び家族入院8割)に変更され、平成15年4月1日より施行されることになっております。つきましては、このことに伴い5月以降当国保連合会へ提出いただきました請求書等については下記によりご協力をお願い致します。

記

- 1 診療報酬総括表及び診療報酬請求書の取り纏いについて  
5月以降、現行の総括表及び請求書を使用する場合は、退職者欄の本人8割と家族入院8割を7割に訂正し集計のうえ提出下さい。(別添取り纏い事例参考)
- 2 退職者の月遅れ分レセプトの提出について  
5月以降、退職者本人、家族入院で8割給付(3歳未満は除く)の月遅れレセプト(平成15年3月診療分迄)の請求がある場合、給付割合が異なるため、4月診療分以降の集計には含めずに、月遅れレセプトのみ集計のうえ別に請求書等を添付して提出下さい。  
総括表
- 3 新様式での診療報酬総括表及び診療報酬請求書の作成について  
現行の総括表及び請求書は、昨年10月に作成したところですので、在庫がなくなり次第、新様式の総括表(連合会作成)及び請求書(医師共同組作成)を作成し、切替えますので、当分の間は現行の様式を取り纏いのうえ提出下さい。
- 4 診療報酬請求書添付の変更について  
診療報酬請求書の添付については、昨年10月以来「請求区分」と「決定区分」の2枚を添付のうえ提出いただいておりますが、退職者の給付変更を機会に連合会における請求書の算入力方法を変えることとし、これに伴い5月以降の提出分からは、石川県内の保険者及び全国歯科医師、全国土木建築、中央建設、全国建設工事業の全国組織国保組合の保険者については、「請求区分」の請求書だけ添付のうえ提出下さい。

★ 但し、上記以外の県外保険者については、各国保連合会へ送付後「決定区分」の請求書を電算入力することになりますので、これまでどおり、「請求区分」と「決定区分」の2枚を添付のうえ提出下さい。

平成 年 月 分 診療報酬請求書 (医科)

県番号

医療機関コード

表別

17

1

国民健康保険

決定区分	療養の給付			食事療養・生活療養			長公		
	件数	診療末日数	点数	一部負担金	件数	回数		金額	標準負担額
一般被保険者	入院	一般所得							
		7割							
	入院外	一般所得							
		7割							
	入院	7割在宅							
		9割							
	入院外	8割							
		7割							
	入院	9割							
		8割							
6歳	入院外	7割							
	入院	8割							
6歳	入院外	8割							
	入院	8割							
退職者	入院	9割							
		7割							
	入院外	9割							
		9割在宅							
	入院	7割							
		7割在宅							
	本人	入院	7割						
		入院外	7割						
	家族	入院	7割						
		入院外	7割						
6歳	入院	8割							
	入院外	8割							

老人保健

決定区分	療養の給付			食事療養・生活療養			長公		
	件数	診療末日数	点数	一部負担金	件数	回数		金額	標準負担額
老人保健	入院	9割							
		7割							
老人保健	入院外	9割							
		9割在宅							
		7割							
		7割在宅							

備考

--	--	--	--

※高額療養費	一般被保険者	件数	金額
		件数	金額